

「特許再審査の加速審査方案（AEPR_e）」に関する Q&A

Q1：特許再審査の加速審査方案 AEPR_e を申請する場合、別途手数料を納付する必要はあるか。

A1：必要ない。特許再審査の加速審査方案 AEPR_e の適格性を有する案件は、再審査の方式審査の書類を完備している。つまり、この場合、出願人はすでに再審査の費用を納付済みであるから、AEPR_e 申請のために別途手数料を納付する必要はない。

Q2：AEPR_e 申請の要件は何か。

A2：AEPR_e 申請の要件には（1）案件適格、（2）申請時期、（3）補正内容の3項目がある。

（1）**案件適格**：AEPR_e 申請の適格性を有する案件は、特許の再審査案件であって、その初審における拒絶査定¹の拒絶理由が一部の請求項のみを対象としており、一部の請求項については拒絶理由がない（専利を付与しない事由がない）ものである。

（2）**申請時期**：出願人が AEPR_e 申請を提出する時期は、本局の方式審査における「まもなく再審査に入る旨の通知」の書簡が送達されてから、本局が「1 回目の再審査の審査意見通知書」を発行するまでの期間内とする。出願人はまず再審査を申請し、専利法第 49 条第 1 項に基づき補正を提出すべきであり、本局からまもなく再審査に入る旨を通知する書簡を受領して初めて AEPR_e を申請することができる。申請の時期は、「まもなく再審査に入る旨の通知」の書簡を受領してから、「1 回目の再審査の審査意見通知書」を受領するまでの期間内である。

（3）**補正内容**：AEPR_e 方案は、初審における拒絶査定¹の拒絶理由が一部の請求項にのみ存在し、一部の請求項には拒絶理由がない案件を対象とするものである。出願人が再審査の際にした補正の内容が拒絶理由のない請求項の範囲内のものである場合、加速審査の対象とし、初審の審査結果を利用することにより、審査効率の増進を図ることができる。したがって、出願人が専利法第 49 条の規定に基づいて再審査の際にした補正の全ての内容は、以下の類型に適合するものでなければならない。

I. 専利を付与しない事由（拒絶事由）を有する請求項を削除する。

II. 初審の拒絶査定で専利を付与しない事由がない（拒絶理由がない）と

された従属項を単純に独立項に改める。
前述の補正内容は、請求項に付す番号、従属関係及び従属項の新設により調整することができる。

Q3：AEPR_eを申請する際に必要な書類は何か。

A3：AEPR_e申請書に記載するのみで良い。

AEPR_e申請書には、(1)特許出願番号と(2)専利法第49条に基づき出願人がした補正の全ての内容がAEPR_e規定を満たしている旨の声明を記載しなければならない。

Q4：AEPR_e申請の提出後、出願人は通知を受けるのか。

A4：出願人のAEPR_e申請が申請要件に符合しない場合(不適格な案件である、AEPR_e申請の申請時期が不適切である、補正内容がAEPR_eの規定に適合しない等)、本局から加速審査の規定に適合しないとする通知が発行され、該再審査案件は一般の手続で審査が進められる。AEPR_e申請が申請要件に適合する場合、本局は直接加速審査に入り、別途通知を発行することはない。原則としてAEPR_eの申請日から起算して6か月以内に、本局が発行する再審査の審査意見通知書又は査定書を受領することとなる。

Q5：出願人は再審査請求と同時にAEPR_eを申請することは可能か。

A5：できない。AEPR_eの申請時期は、本局の方式審査による「まもなく再審査に入る旨の通知」の書簡が送達されてから、本局が「1回目の再審査の審査意見通知書」を発行するまでの期間内である。出願人が方案の申請時期に適合しない時期に加速審査を申請した場合、本局から加速審査の規定に適合しない旨の書簡が通知され、当該再審査案件は一般の手続で審査が進められることになる。AEPR_eは本局の加速審査に関する方案の一つであるところ、本局のいずれの加速審査方案も、方式審査の書類が完備され審査段階に入った後に申請し、審査官により加速審査の条件及び規定に適合するかが判断されるものである。このことから、AEPR_e方案では、案件処理の管理のため、出願人は本局からの方式審査による「まもなく再審査に入る旨の通知」の書簡を受領した後にAEPR_e加速審査を申請しなければならない旨を規定している。

Q6：出願人のAEPR_eの申請が申請時期に適合しておらず(再審査の請求と同時にAEPR_e申請をした。)、加速審査規定に適合していない旨の通知を受けた場合、出願人は本局からの「まもなく再審査に入る旨の通知」の書簡を受領した後に別途AEPR_eを申請することはできるのか。

A6：できる。AEPRé 申請の要件に適合していれば、出願人は別途 AEPRé を申請することができる。

Q7：補正の内容が AEPRé の規定に適合していないため加速審査の規定に適合していないとの旨の通知を受けた場合、出願人は、本局が 1 回目の再審査の審査意見通知書を発行する前に専利法第 49 条に基づいて補正をして、AEPRé を改めて申請することはできるのか。

A7：できる。初審の拒絶査定後に再審査を請求する場合、出願人は、本局が 1 回目の再審査の審査意見通知書を発行する前であれば、専利法第 49 条に基づき補正をすることができる。よって、出願人がした補正内容が AEPRé の規定に適合していないため加速審査の規定に適合していない旨の通知を受けた場合、出願人は本局が 1 回目の再審査の審査意見通知書を発行する前に別途専利法第 49 条第 1 項に基づき AEPRé の規定を満たす補正をして、AEPRé を別途申請することができる。

Q8：すでに再審査の審査意見通知書を受領した特許出願について、出願人は AEPRé を申請することはできるのか。

A8：できない。AEPRé の申請は、本局による 1 回目の再審査の審査意見通知書の発行より遅くなくてはならない。

Q9：意匠の再審査についても AEPRé を申請することはできるのか。

A9：できない。AEPRé 作業方案は特許の再審査案件のみを対象としており、意匠の再審査案件には適用されない。

Q10：AEPRé と AEP を同時に申請することはできるのか。

A10：AEPRé と AEP の申請要件は異なる。出願人には、案件の状況に応じてどちらか一方を選択して申請することを勧める。出願人が AEPRé と AEP を同時に申請した場合、出願人からその他の意思表示がある場合を除き、本局は AEPRé 申請を優先的に処理する。

Q11：AEPRé 方案における再審査の補正の内容は、発明の単一性の規定に違反しないのか。

A11：AEPRé 方案では、初審の拒絶査定において専利を付与しない事由がない請求項が存在すると認定され、再審査の際に出願人が前述の専利を付与しない事由がない請求項に基づいて補正をした場合、加速審査が適用される旨を、明確に規定している。したがって、AEPRé 方案の規定に適合する前述の補正の内容

については、新規性又は進歩性等の要件についてさらに検索し審査されることとなり、原則として単一性の問題は処理されない。

Q12: 出願人が、初審で拒絶されていない請求項に基づいて再審査の段階で補正をして AEPR_e を申請する場合、新たな新規性と進歩性の拒絶理由は通知されないのか。

A12: AEPR_e は、初審の拒絶理由が一部の請求項のみに存在する案件について、再審査の際に出願人が自発的に初審で特許を付与しないと認定された請求項を削除する補正をした場合、加速審査を適用するという方案であって、登録査定をするものではない。先行技術との対比をして新規性や進歩性等の要件の審査が行われる。

AEPR_e 規定に適合する補正の例

1. 特許を付与しない事由（拒絶理由）が存在する請求項を削除する：

例 1 初審の拒絶査定理由において、第 1 グループの独立項及びその従属項に特許を付与しない事由があり、第 2 グループの独立項及びその従属項は拒絶されていない（特許を付与しない事由がない）場合。

再審査の際に、特許法第 49 条の規定に基づき補正をした。補正の内容は、【第 1 グループの独立項及びその従属項の削除】であった。

初審の拒絶査定 通知書	<p>(1) 本願「〇〇〇〇」…請求項は合計 10 項で、そのうちの請求項 1、8 は独立項で、残りは従属項である。</p> <p>(2) 審査意見通知書に記載した引用証拠 1 の開示内容によると、本件請求項 1～7 は特許法第 22 条第 2 項の規定に適合しない。…</p> <p>(3) 引用文献：</p> <p>1、TW</p> <table border="1" data-bbox="603 1653 1350 1895"><tr><td>1. 構造 A を含む……装置。(A)</td></tr><tr><td>…</td></tr><tr><td>8. 構造 A 及び構造 C を含む……装置。(A+C)</td></tr><tr><td>9. ……である、請求項 8 に記載の……装置。</td></tr><tr><td>10. ……である、請求項 8 に記載の……装置。</td></tr></table>	1. 構造 A を含む……装置。(A)	…	8. 構造 A 及び構造 C を含む……装置。(A+C)	9. ……である、請求項 8 に記載の……装置。	10. ……である、請求項 8 に記載の……装置。
1. 構造 A を含む……装置。(A)						
…						
8. 構造 A 及び構造 C を含む……装置。(A+C)						
9. ……である、請求項 8 に記載の……装置。						
10. ……である、請求項 8 に記載の……装置。						

再審査での補正内容	1～7 (削除)
	8～10 (請求項の番号を調整)

<ul style="list-style-type: none"> 1. 構造 A 及び構造 C を含む……装置。(A+C) 2. ……である、請求項 1 に記載の……装置。 3. ……である、請求項 1 に記載の……装置。
--

2. 初審の拒絶査定理由で專利を付与しない事由がない (拒絶理由がない) とされた従属項を単純に独立項に改める :

例 2 初審の拒絶査定理由において、ある従属項に拒絶理由がない (專利を付与しない理由がない) 場合。

再審査の際に、專利法第 49 条の規定に基づき補正をした。補正内容は【專利を付与しない理由のない従属項を独立項に改める】ものであった。

初審の拒絶査定通知書	<p>(1) 本願「○○○○」…請求項は合計 4 項で、そのうち請求項 1 は独立項、残りは従属項である。</p> <p>(2) 審査意見通知書に記載された引用証拠 1 の開示内容により、本件請求項 1～2 は專利法第 22 条第 2 項の規定に適合しない。…</p> <p>(3) 引用文献</p> <p>1、TW</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1. 構造 A を含む……装置。(A) 2. 構造 B を含む請求項 1 に記載の……装置 (A+B) 3. 構造 C を含む請求項 1 に記載の……装置 (A+C) 4. 構造 D を含む請求項 2 に記載の……装置 (A+B+D) </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> 1. 構造 A を含む……装置。(A) 2. 構造 B を含む請求項 1 に記載の……装置 (A+B) 3. 構造 C を含む請求項 1 に記載の……装置 (A+C) 4. 構造 D を含む請求項 2 に記載の……装置 (A+B+D)
<ul style="list-style-type: none"> 1. 構造 A を含む……装置。(A) 2. 構造 B を含む請求項 1 に記載の……装置 (A+B) 3. 構造 C を含む請求項 1 に記載の……装置 (A+C) 4. 構造 D を含む請求項 2 に記載の……装置 (A+B+D) 		

再審査での補正内容	<p>1~2 (削除)</p> <p>3 (独立項 1 に改め、従属項 2、3 を新設)</p> <p>4 (独立項 4 に改め、従属項 5 を新設)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>1. 構造 A 及び構造 C を含む……装置。(A+C)</p> <p>2. ……である、請求項 1 に記載の……装置。</p> <p>3. ……である、請求項 1 に記載の……装置。</p> <p>4. 構造 A、構造 B、及び構造 D を含む……装置(A+B+D)</p> <p>5. ……である、請求項 4 に記載の……装置。</p> </div>
-----------	---